

議員提出第2号議案

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月7日

提出者

尾村利成
須山隆
藤原常義

白石恵子
平谷昭
山本誉

角智子
岩田浩岳
大国陽介

(別紙)

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書

少子高齢化、人口減少社会の中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、国民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築する必要があり、特に、我が国最大の潜在力である女性の能力を生かすことが不可欠である。しかし、2017年に発表された「ジェンダー・ギャップ指数」は144ヶ国中114位と過去最低となり、その主な理由は女性の政治参画が遅れていることである。

先般、女性活躍大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が、各政党に対して実質的な機会均等を実現する取り組みの要請を行なわれていることから、早期に男女共同参画基本法の基本理念に則り、政治分野における男女共同参画の推進に関する実効ある施策を定める必要があり、現在超党派の国会議員から、議論が提起されているところである。

よって、早期に各政党間の合意形成を図り、政治分野における男女共同参画を後押しするための法律を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

内閣官房長官